

中小事業者LED照明導入促進補助金



新着情報

[よくある質問を掲載しました！](#)

令和4年度 中小事業者LED照明導入促進補助金の公募について

大阪府では、大企業を中心としたサプライチェーン全体での脱炭素化が進む中、一層のCO2削減の取組みが求められている中小事業者を対象として、脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を図ることを目的として、「中小事業者LED照明導入促進補助金」を実施します。
今回、以下のとおり補助金の公募を行いますので、お知らせします。

※本事業は、「令和4年9月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。
予算が成立しない場合には、公募をしたに留まり、いかなる効力も発生しません。

先着順
LED照明への更新に補助します！

電気の削減による経営力強化と脱炭素化を支援！

LED化による省エネ効果

- 蛍光灯からLED化 : 約5割
- 白熱電球からLED化 : 約9割

＜補助対象者＞

府内の工場・事業場において照明をLEDへ更新する中小事業者*
(中小企業者、医療・社会福祉・学校法人、個人事業主等)
※ LED照明導入に必要となる設計、工事、既設の照明設備の調査・処分にかかる費用は補助対象外です。

＜補助額＞

- 補助率: 1/2以内
- 補助上限額: 1,500万円 補助下限額: 20万円

＜補助対象経費＞

- LED照明の購入に要する費用 (電源ユニット、ソケット、落下防止部品などの付帯設備を含む)
- 補助事業の実施に不可欠な設計、工事、既設の照明設備の調査・処分にかかる費用
- ※ LED照明は大阪府のグリーン調達方針に適合するものが対象
- ※ LED照明の取替工事
- ※ 工事を含む既設設備の交換
- ※ 既設のLED照明からの撤去
- ※ スイッチ、制御箱、配線(配線管・配線用ケーブルを除く)

停止条件付の事業 本事業は「令和4年9月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しなければ、いかなる効力も発生しません。

おおさかスマートエネルギーセンター

大阪府環境緑林水産部 脱炭素・エネルギー政策課内
TEL: 06-6210-9254 FAX: 06-6210-9259
https://www.pref.osaka.lg.jp/emesaku/sec/

おおさかスマート **12.28**

手続きの流れ

令和5年3月10日まで

申請者 → 交付申請 → 交付決定 → 工事完了 → 支払い → 実績報告 → 請求書 → 補助金受取

大阪府 → 公募開始 → 公募締切 → 額の確定 → 補助金支払

重要日: 令和4年10月5日, 10月27日(公募締切), 12月28日

申請書類

様式あり: 補助金交付申請書、事業計画書、要付確認申請書、工務部等審査情報、CO2排出削減計画シート

様式なし: 会社案内情報、更新前の照明設備及び更新後の対象LED照明設備の仕様を確認できる資料(仕様書、カタログ、商品案内等)、補助対象設備の設置場所を確認できる資料、精算根拠書類(見積書の写し、2社以上)、労働契約書の写し及び雇用所所有者の承認書(自社所有でない建物(賃貸契約)で工事を行う場合)、最近の決算報告書、府税(全額口)の納税証明書・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書、営業に必要な許認可証(個人事業主の場合)、本人確認の写し(運転免許証等)

※様式や申請手続き等については、府ホームページをご覧ください

大阪府 LED 補助

その他

本補助金は、大阪府商工労働部「チャレンジ応援基金(設備投資化支援策)-DX・カーボンニュートラル型-」の対象となります。

※経費削減の強化等に必要と認められる場合、かつ金融機関等による設備後のサポートを受けることが可能な方を対象に、設備資金(設備に付随する運転資金を含む)を融資する制度です。

※詳しくは、府ホームページをご覧ください

大阪府 チャレンジ応援

[チラシデータのダウンロード \[PDFファイル/853KB\]](#)

1 対象事業

中小事業者が大阪府内で運営する工場・事業場において、既設の照明設備をLED照明へ更新する取組みです。
ただし、以下のものは対象外となります。

- (1) 工事を伴わない事業で、管球(ランプ)の交換のみの場合
- (2) 既設のLED照明からの更新
- (3) 非常灯(通常用との兼用タイプを除く)

- (4) 誘導灯
- (5) スイッチ

2 対象要件（申請できる方）

本補助金に申請することができる事業者は、大阪府内で運営している工場・事業場において、照明設備をLED照明へ更新する中小事業者（※1）です。LED照明をリースで取得する場合は、リース事業者を代表申請者、当該中小事業者を共同申請者とします。（※2）

（※1） 中小事業者とは、次のいずれかに該当する方とします。

- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（「みなし大企業」は除く。）
- ・医療法人、社会福祉法人、学校法人で、常時使用する従業員の数が300人以下の方
- ・財団・社団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模の方
- ・特別の法律に規定する組合及び連合会であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模以下の方
- ・個人事業主

（※2） リースを利用する場合

- ・リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等は共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
 - ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示する書類）を提示すること。
 - ・同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
 - ・リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
 - ・補助対象設備を法定耐用年数以上の期間で使用することを前提とした契約であること。
- なお、法定耐用年数を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

3 補助対象経費

補助対象経費の区分	内容
設備費	LED照明(電源ユニット、ソケット、落下防止部品などの付帯設備を含む)の購入に要する費用（※3）
工事関連費	補助事業の実施に不可欠な設計、工事、既存の照明設備の撤去・処分に関する費用

（※3）大阪府グリーン調達方針に適合するものとします。

URL https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1144/00023450/R04_buppin3_09.pdf（URL内、29ページを参照してください。）

4 補助金額及び補助実施期間

本補助金の補助金額及び補助事業実施期間は次のとおりとします。

(1) 補助金額（※4）	・補助対象経費の2分の1に相当する額以内 ・上限額 1,500万円、下限額 20万円
(2) 補助事業実施期間	・発注・契約・工事着手 交付決定日以降 ・工事費用の支払い 補助事業実績報告書の提出期限までに完了 ・補助事業実績報告書提出期限 補助事業が完了した翌日から30日以内又は令和5年3月10日（金曜日）のいずれか早い日

（※4）補助金額は、補助対象経費の総額に補助率を乗じて算定します。補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

5 応募方法

応募書類を令和4年10月5日（水曜日）から12月28日（水曜日）（当日消印有効）までに
追跡が可能な方法（特定記録郵便、簡易書留又はレターパックライト等）で、次の提出先まで郵送してください。

[※公募要領・応募書類はこちら](#)

〔提出先〕

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課
「中小事業者LED照明導入促進補助金」申請事務局宛て

郵便番号559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

6 選定方法

(1) 選定の考え方

補助要件を満たしたものについて、予算の範囲内で先着順とします。

ただし、公募期間中に補助金交付申請額の総額が予算額に達した場合は、途中で公募受付を終了することがあります。

(2) 選定結果

選定結果については、書面にて郵送で通知します。
個別の選定結果に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

7 公募要領及び応募書類（令和4年10月7日更新）

公募要領	[Wordファイル/112KB] [PDFファイル/238KB]
応募書類 (提出は各一部)	[Wordファイル/54KB] [PDFファイル/357KB] 記入例はこちら [PDFファイル/236KB] ア 補助金交付申請書（応募様式第1号） イ 事業計画書（応募様式第1号別紙） ウ 要件確認申立書（応募様式第1-2号） エ 暴力団等審査情報（応募様式第1-3号） オ 会社案内情報（法人事業概況説明書等の写し） カ 更新前の照明設備及び更新後の対象LED照明設備の仕様を確認できる資料（仕様書、カタログ、商品案内等） キ 補助対象設備の設置場所を確認できる資料 ク 積算根拠書類（見積書の写し、2社以上） ケ CO2排出削減量等計算シート（別紙1） [Excelファイル/17KB] コ 賃貸借契約書の写し及び建物所有者の承諾書（自社所有でない建物（賃借契約）で工事を行う場合） サ 直近の決算報告書 シ 納税証明書（未納がないことの証明：発行から3か月以内のもの） ・大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書 ・税務署が発行する法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書 ス 営業に必要な許認可証（個人事業主の場合） セ 本人確認の写し（運転免許証等）

8 問合せ先・よくある質問

[よくある質問を掲載しております。](#) [221007FAQ（よくある質問） \[PDFファイル/891KB\]](#)

おおさかスマートエネルギーセンター
(大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ内)
電話番号：06-6210-9254
ファクシミリ：06-6210-9259
メールアドレス：eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後6時まで)

9 その他

本補助金は「チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）-DX・カーボンニュートラル型-」の対象となります。この制度は、府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方を対象に、設備資金（設備に付随する運転資金を含みます。）を融資する制度です。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/246/00115458/20setsubi.pdf>

このページの作成所属
[環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ](#)



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [環境・リサイクル](#) > [環境一般](#) > [おおさかスマートエネルギーセンター](#) > [中小事業者LED照明導入促進補助金](#)

[お問合わせ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府
(法人番号
4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話) 06-6941-0351
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)